

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画 (令和8年2月改定)

概要版

新宿区健康部保健予防課・危機管理担当部危機管理課

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

区行動計画の目的

- 新型インフルエンザ等（※）の感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護
- 区民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

（※）対象となる感染症の定義
・新型インフルエンザ等感染症
・指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）
・新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

改定の方針

初の抜本改定を行った政府行動計画及び都行動計画に基づき、以下の方針で改定

平時の備え

- ・ 人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- ・ 区と区民、都、医療機関、事業者等との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
- ・ 都が関係機関と締結する協定も踏まえ、感染症発生時の区における医療・検査を迅速に行う体制を確認

新型インフルエンザ等発生時の迅速な初動対応

- ・ 国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、庁内や区内医療機関、区民等に共有
- ・ あらかじめ定めた手順により直ちに全庁一体となった初動体制を立ち上げ、区民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応の実施

区民生活及び社会経済を守るバランスの取れた対策の実施

- ・ 新宿区は、住宅地であるとともに、オフィス街や商業施設、歓楽街が多く集まる日本有数の商業の中心地
- ・ 急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組を適切に実施
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント

① 初の抜本改定	<ul style="list-style-type: none">✓ <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（第8条）に基づき</u>、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、<u>平成26（2014）年に策定（平成29（2017）年に一部改定）</u>✓ 令和6年7月に政府行動計画、令和7年5月に都行動計画がそれぞれ抜本改定されたことを受け、区行動計画も、<u>策定以来初の抜本改定を実施</u>
② 幅広い感染症に対応	<ul style="list-style-type: none">✓ <u>新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に</u>、<u>中長期的に複数の波</u>が来ることも想定
③ 柔軟かつ機動的な対策の切替え	<ul style="list-style-type: none">✓ 状況の変化（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）に応じて、<u>感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え</u>
④ 発生段階の考え方	<ul style="list-style-type: none">✓ <u>全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載、準備期の取組を充実</u>
⑤ 対策項目の拡充	<ul style="list-style-type: none">✓ <u>対策項目を13項目に拡充</u>し、内容を精緻化

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画の発生段階の考え方

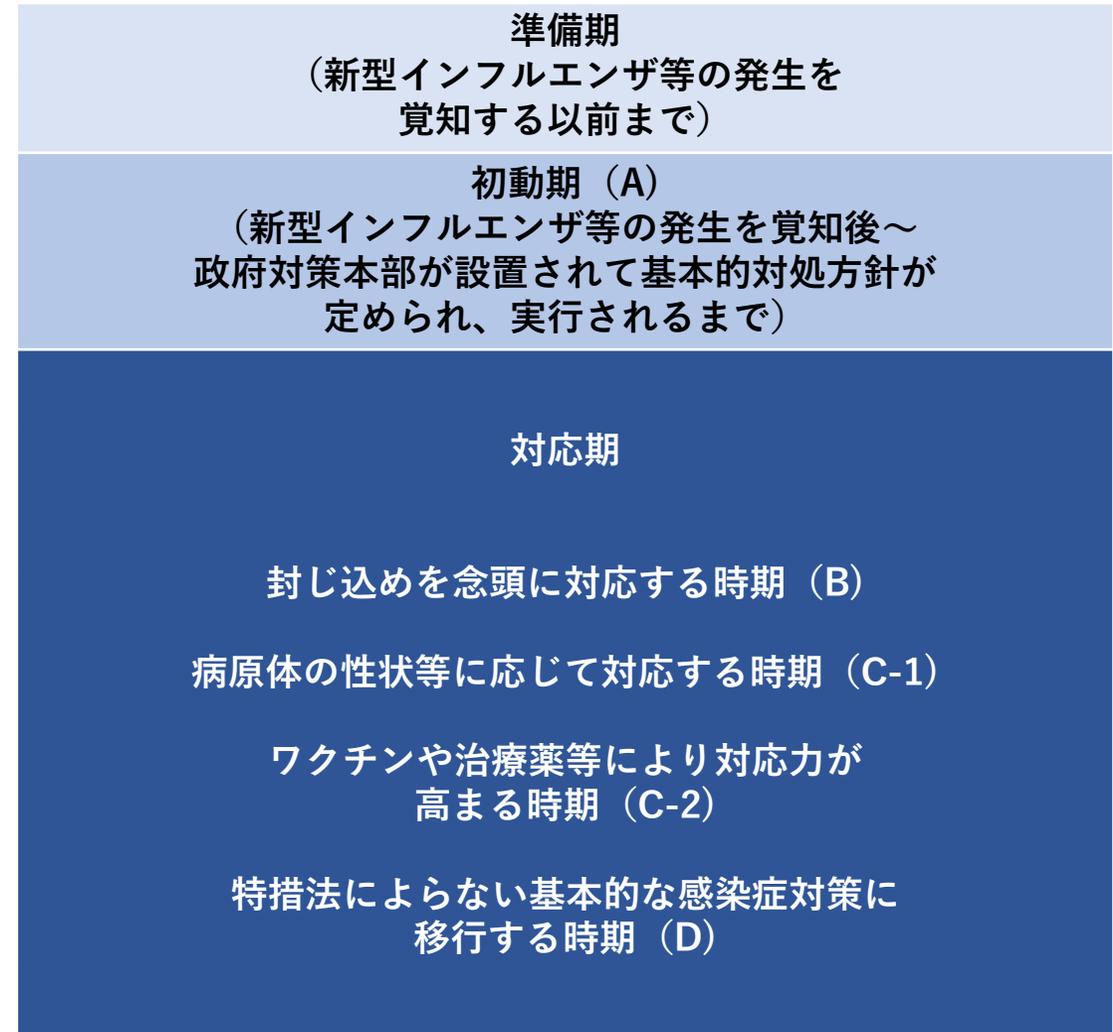
現行の区行動計画の発生段階（6段階）



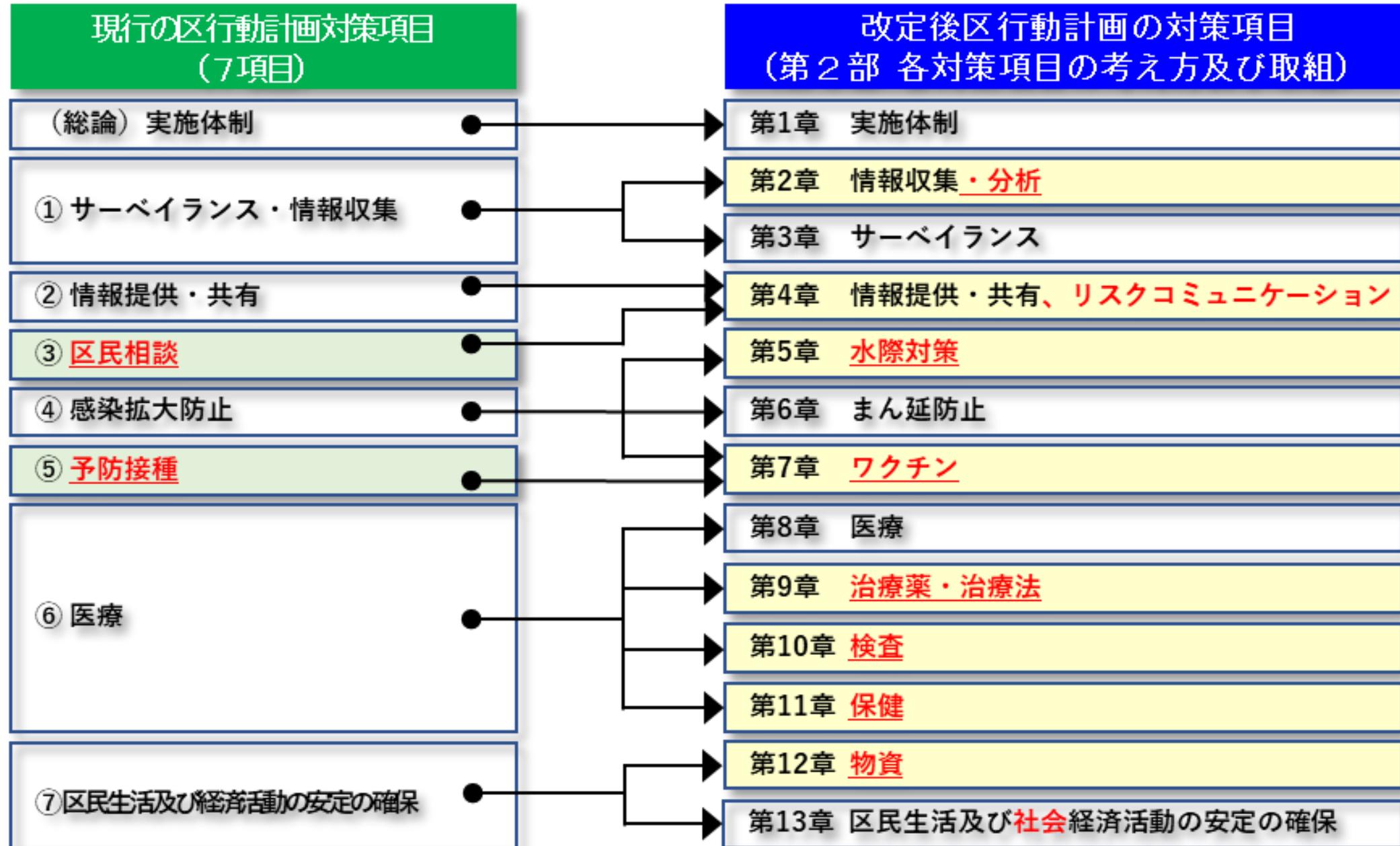
改定後

改定後区行動計画の発生段階（3段階）

※改定前後で一对一の関係にはないことに留意



新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画の対策項目の考え方



新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画の本文構成

<p>第1部 基本的な考え方</p>	<p>第1章 基本的な考え方 第2章 対策の目的等 第3章 発生段階等の考え方 第4章 対策項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区行動計画における基本的な考え方を示すとともに、対策の目的や対策実施上の留意点、対策推進のための役割分担について整理 発生段階等の考え方及び各対策項目についてそれぞれ説明し、第2部以降の記載において前提となる基本事項を確認
<p>第2部 各対策項目の考え方 及び取組</p>	<p>第1章 実施体制 第2章 情報収集・分析 第3章 サーベイランス 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第5章 水際対策 第6章 まん延防止 第7章 ワクチン 第8章 医療 第9章 治療薬・治療法 第10章 検査 第11章 保健 第12章 物資 第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等への対策を13項目に分類した上でそれぞれを第1章～第13章とし、各章において「準備期」「初動期」「対応期」の3つの発生段階ごとに具体的な対応内容を記載 国や都の行動計画の記載を踏まえ、区が目線で各対策項目の考え方及び具体的な感染症対策を記載 特に実施体制、まん延防止の項目の記載を充実 可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うことを記載
<p>第3部 区政機能を維持するための 区の危機管理体制</p>	<p>第1章 区における危機管理体制 第2章 区政機能の維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新宿区新型インフルエンザ等対策本部の設置等について整理し、区における新型インフルエンザ等発生時の危機管理体制を確認 新型インフルエンザ等発生時の全庁の業務について、継続、休止等の方針を整理し、「新宿区新型インフルエンザ等対策事業継続計画」として区行動計画第3部第2章に記載

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2部 各対策項目の考え方及び取組

	準備期	初動期	対応期
第1章 実施体制	■ 役割整理や指揮命令系統等の構築、研修、訓練を通じた 関係機関間の連携を強化	■ 準備期における検討等に基づき、区及び関係機関における実施体制を強化、 迅速に対策を実施	■ 各対策の実施状況に応じて 柔軟に実施体制を整備し、見直しを実施
第2章 情報収集・分析	■ 情報収集・分析、 情報の整理や把握手段の確保等、新型インフルエンザ等発生時に向けた準備を実施	■ 新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する 情報の収集・分析を迅速に実施	■ 感染症のリスクに関する情報、区民生活及び社会経済活動に関する 情報等の収集・分析を強化
第3章 サーベイランス	■ 平時からサーベイランス体制を確認し、情報を速やかに収集・分析	■ 平時のサーベイランスに加え、 新型インフルエンザ等発生時の感染症サーベイランスを開始	■ 流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■ 区民等の感染症に関するリテラシーを高め、区の情報提供・共有に対する 認知度・信頼度を向上	■ 感染拡大に備えて、区民に新たな感染症の特性や対策等の 的確な情報提供・共有を実施	■ 区民の関心事項を踏まえ、対策に対する区民の理解を深め、 適切な行動につながるよう促す。
第5章 水際対策	■ 国が実施する研修及び訓練への参加等を通じて、水際対策に係る 国等との連携体制を確認	■ 感染者発生時における円滑な対応に向け、国及び関係機関等との連携体制を確認	■ 感染拡大の状況等を踏まえながら、 国及び関係機関と連携して適切に対応
第6章 まん延防止	■ 区民の 基本的感染対策 の実施、 まん延防止対策や訓練の重要性への理解促進	■ 区内でのまん延の防止やまん延時に 迅速な対応がとれるよう準備等を実施	■ まん延防止対策を講ずるとともに、国や都の方針を踏まえて、 柔軟かつ機動的に切替え
第7章 ワクチン	■ 関係機関と連携し、ワクチンの 接種体制を構築	■ 国や都等の方針等に基づき、 接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施	■ 構築した接種体制に基づき 迅速に接種 を実施するとともに、区民等に情報提供・共有
第8章 医療	■ 都が予防計画に基づき実施する 医療提供体制の整備への協力	■ 都や医療機関等と連携し、 相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備	■ 初動期に引き続き、都や医療機関等と連携し、患者に 適切な医療が提供できるよう対応
第9章 治療薬・治療法	■ 治療薬及び治療法の 情報を速やかに医療機関等に提供し、活用できるよう、関係機関と連携	■ 医療機関等に対する治療薬等の 最新の知見の情報提供や、適切な使用等の要請等を実施	■ 区民等に対し、治療法や治療薬に関する情報をわかりやすく発信
第10章 検査	■ 平時から 検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保 を含めた準備を着実に推進	■ 国や都等と緊密に連携し、 検体採取や搬送を通じて、都の検査体制の構築に協力する	■ 国や都の方針、区内の感染状況等を踏まえ、都と連携して 検査体制等を適時見直し
第11章 保健	■ 新型インフルエンザ等対策連絡会等を活用し、区内の 多様な関係機関との連携体制を構築	■ 区予防計画等に基づき、 新型インフルエンザ等発生時の体制への移行準備を進める。	■ 区予防計画等に基づき、 求められる業務に必要な体制を確保
第12章 物資	■ 感染症対策物資等の 備蓄等、必要な準備を適切に実施	■ 長期的に感染症対策物資が必要となる可能性を踏まえ、 安定的な確保に努めるよう要請	■ 初動期に引き続き、 感染症対策物資の安定的な確保等を要請
第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保	■ 事業者及び区民へ適切に情報提供・共有、必要な準備の実施を勧奨する等、事業継続に向けて準備	■ 事業者や区民に、感染対策等、必要となる可能性のある 対策の準備等 を呼び掛け	■ 準備期での対応を基に、 区民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を実施

1章 実施体制

区行動計画のポイント

- ◆ 新型インフルエンザ等発生時に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、人員の調整、縮小可能な業務の整理、訓練等を実施
- ◆ 有事においては、準備期における検討等に基づき、区及び関係機関における実施体制を強化、迅速に対策を実施、感染症危機の状況や区民生活・社会経済活動の状況などに応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直しを実施

準備期

○実践的な訓練の実施

- 区は、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施

○体制整備・強化

- 専門人材、職員等に対する訓練や養成等を推進
- 新型インフルエンザ等対策連絡会等を通じ、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化

○関係機関の連携の強化

- 国や都、関係機関等と連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施

初動期

○疑いを把握した場合の措置

- 感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、庁内関係部署で共有
- 必要に応じて、速やかに新宿区新型インフルエンザ等対策連絡会や新宿区新型インフルエンザ等調整会議を開催し、情報の収集・共有・分析や危機に対処するための対応策を検討

○発生が確認された場合の措置

- 国や都から情報を入手した場合には、直ちに区長に報告、総務部、危機管理担当部と健康部で情報共有

○区対策本部の設置・開催等

- 緊急事態宣言がされた場合、または区が必要と判断した場合には、速やかに区対策本部を設置・開催
- 事態及び区対策本部設置等について、区民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供
- 各部署は、具体の対応を柔軟かつ的確に実施

対応期

○対策の実施体制

- 国が定める基本的対処方針及びJ I H S（国立健康危機管理研究機構）から提供される感染症の特徴に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施

○都による総合調整

- 特措法や感染症法に基づき、都が実施する必要な総合調整に、必要に応じて協力する

○特措法によらない時期の体制

- 緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく特措法に基づく区対策本部を廃止
- 区の判断で設置した対策本部については、設置時と同様に区の判断で廃止する

2章 情報収集・分析

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備し、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段を確保
- ◆ 新型インフルエンザ等発生時には、発生した感染症の特徴や病原体の性状等の情報収集・分析を迅速に行い、感染拡大防止と区民生活及び社会経済活動との両立も見据えた感染症対策を実施

準備期

○実施体制の構築

- 地域における感染症の発生情報を速やかに収集・分析する体制を整備
- 積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、必要に応じて国や都と連携し、平時から体制を整備

○平時の情報収集・分析

- 効率的に感染症発生状況等の情報収集・分析を実施するとともに、国や都の示すリスク評価も踏まえて感染症対策における意思決定及び実務上の判断を実施
- 情報収集・分析に当たり、関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用

初動期

○実施体制（新型インフルエンザ等発生時の体制への移行）

- 感染症に関する国や都等からの情報収集・分析を実施
- 感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、庁内関係部署で共有
- 地域の感染症情報の収集・分析や、医療機関等との連絡調整等、事前対応型の取組を推進

○情報収集・分析等

- 国や都等のリスク評価を踏まえ、速やかに新型インフルエンザ等発生時の体制への移行を判断し、準備・実施
- 区民生活・経済や社会的影響に関する情報収集・分析を実施
- 準備期に構築したネットワークを活用した情報収集・分析を継続するとともに、区民等に分かりやすく提供・共有

対応期

○実施体制（対応の強化）

- 国や都、関係機関等から感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を必要に応じて庁内関係部署で共有するとともに、区民や医療機関等へ幅広く提供

○リスク評価に基づく感染症対策の実施等

- 区民生活及び社会経済活動等に及ぼす影響の把握及び必要な情報の収集
- 国や都等の方針等を踏まえ、区内の実情に応じた積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目の見直し
- 国や都等の示すリスク評価や流行状況に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替え

○情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

- 国や都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有

3章 サーベイランス

区行動計画のポイント

- ◆ 関係機関との連携強化を含むサーベイランス体制を構築するとともに、平時から感染症サーベイランスを実施
- ◆ 新型インフルエンザ等発生時には、臨時のサーベイランスを追加実施し、柔軟かつ機動的に感染症対策を切替え

準備期

○実施体制の構築

- ・感染症サーベイランスシステム及び感染症健康危機管理情報ネットワークシステム等を活用した関係機関の情報連携体制の構築に協力
- ・国や都と協力して国内外の感染症情報を迅速に収集・分析し、区民や関係機関に発信

○平時からの感染症サーベイランス

- ・季節性インフルエンザ等の患者・病原体サーベイランス等を実施し、情報の解析・集積を実施
- ・都と協力し、東京感染症アラートによる患者発生の早期把握
- ・（平時の）国による疑似症サーベイランスや都による感染症救急搬送サーベイランスの実施に協力

○DXの推進

- ・都と協力し、医療機関の電磁的方法による発生届の提出を促進
- ・デジタル技術の活用など、更なる業務の効率化に取り組む

初動期

○新型インフルエンザ等発生時の体制への移行

- ・準備期から実施している感染症サーベイランスを継続
- ・国の症例定義に基づく疑似症サーベイランスの実施に協力
- ・国や都等と連携し、入院サーベイランス及び病原体ゲノムサーベイランス等、新型インフルエンザ等発生時の感染症サーベイランスを開始

○リスク評価に基づく感染症対策

- ・感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階での国や都等によるリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施

○区民等への情報提供・共有

- ・国や都と連携し、区内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、新型インフルエンザ等の発生状況等や感染症対策に関する情報を、区民等へ迅速に提供・共有

対応期

○新型インフルエンザ等発生時の感染症サーベイランスの実施

- ・国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、都と連携して、独自の判断による感染症サーベイランス等を実施

○リスク評価に基づく感染症対策

- ・感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた国や都等によるリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施
- ・流行状況や国や都等の方針、専門家の意見等も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を切替え

○区民等への情報提供・共有

- ・国や都と連携し、感染症サーベイランスにより発生状況等を迅速に把握し、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め、区民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有

4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から様々な場面において感染症に関する基本的な知識の普及啓発や適時適切な感染症対策等に係る情報提供・共有に取り組むことで、区民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上
- ◆ 新型インフルエンザ等発生時には、最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有

準備期

○新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有

- 区による情報提供・共有が有用な情報源として、区民等による認知度・信頼度が向上するよう努める
- 偽・誤情報の流布、インフォデミックの問題が生じないよう、各種媒体を活用して偽・誤情報に関して啓発

○新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有の体制整備

- 高齢者、子供、外国人など、様々な人に適切な配慮をし、情報提供・共有する媒体や方法を整理
- 区として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備
- 双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に実施できるよう、必要な体制を整備

初動期

○迅速かつ一体的な情報提供・共有

- 報道発表、記者会見、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により、迅速かつ積極的に情報提供を実施
- 感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、区民等の行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出

○双方向のコミュニケーションの実施

- 情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める

○偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- 偏見・差別等は許されるものではないこと等について区民及び事業者に理解を求める
- 偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、適切に対応

対応期

○リスク評価に基づく方針の決定・見直し

- 区民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、感染症対策の根拠を丁寧に説明
- 区民等に不要不急の外出や都道府県を越えた移動等の自粛を求める際には、可能な限り国や都の科学的知見等に基づいて分かりやすく説明
- 病原体の性状等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、感染拡大防止措置を見直す場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明
- 特に影響が大きい年齢層に対し、重点的に可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを実施

5章 水際対策

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から、国や都が実施する水際対策における連携に体制整備や研修及び訓練を実施
- ◆ 新型インフルエンザ等発生時には、国の実施する水際対策に連携・協力し、健康監視等を実施

準備期

○実施に関する体制の整備

- ・検疫所が実施する訓練等の機会において、新型インフルエンザ等発生時における対応や連携体制を確認
- ・国において健康監視や情報共有のためのシステムを整備した場合、内容の確認及び操作の習熟を図る

○国や都、関係機関との連携

- ・国や都が実施する研修・訓練への参加等を通じた国や都、関係機関との連携

初動期

○国や都、関係機関との連携

- ・国や都と連携して健康監視対象者の情報を入力し、他自治体や東京都健康安全研究センター等と情報共有するなど、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築

○検疫強化への協力

- ・国や都と連携し、居宅等待機者等及び発生国からの帰国者・渡航者に対する健康監視を実施
- ・国が感染症危険情報を発出した際は、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を実施

対応期

○国及び関係機関と連携

- ・国が実施する病原体の性状を踏まえた対策強度の切替えや、ワクチン・治療薬の開発・普及状況に応じた対策方法の変更・緩和・中止等、状況の変化を踏まえ、初動期の対応を継続
- ・国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有

6章 まん延防止

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から、まん延防止対策の必要性について区民や事業者等の理解を促進
- ◆ 新型インフルエンザ等発生時には、区民生活及び社会経済活動への影響も十分考慮した上で、まん延防止対策を講じ、医療のひっ迫を回避し、区民の生命及び健康を保護
- ◆ 緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、区民生活及び社会経済活動への影響を軽減

準備期～初動期

<準備期>

○区民等の理解促進等

- ・感染症対策の内容・意義について周知広報
- ・区民一人一人の協力が重要であることや、実践的な訓練等の必要性について理解を促進
- ・休業要請や不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等について、個人や事業者におけるまん延防止対策について理解を促進
- ・基本的な感染症対策の普及を行うとともに、有事の対応等の理解を促進

<初動期>

○区内でのまん延防止対策の準備

- ・感染症法に基づく患者対応（入院勧告・措置等）や濃厚接触者の対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備
- ・国や都等からまん延防止対策に資する情報提供を受け、区における対策を検討

対応期

○まん延防止対策の実施

- ・患者や濃厚接触者：感染症法に基づく措置（入院勧告・措置等）や病原体の性状に応じた対策、国や都に対するまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の要請・実施の働きかけ
- ・区民：基本的な感染対策の勧奨、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高い場所への外出自粛、国や都に対するまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の要請・実施の働きかけ
- ・事業者や学校：基本的な感染対策の勧奨、国や都に対するまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の要請・実施の働きかけ、区立学校の閉鎖の検討及び実施、私立学校・社会福祉施設等に対する注意喚起及び臨時休業等の要請

○時期に応じた対策の実施

【封じ込めを念頭に対応する時期】

- ・医療資源に限界があることや効果的な治療法・ワクチンが存在しないこと等を踏まえ、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施・要請を国や都に働きかけるとともに、封じ込めを念頭に強度の高い対策を実施

【病原体の性状等に応じ対応する時期】

- ・国や都等による病原性・感染性等に基づくリスク評価の結果に応じて、対策の強度を適切に判断
- ・医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施・要請を国や都に働きかける
- ・子どもや高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合は、そのグループへの重点的な対策を検討

【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期～特措法によらない基本的な感染症対策への移行期】

- ・これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、都と連携し、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

7章 ワクチン

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から関係機関と連携しワクチンの流通・接種体制を構築するとともに、ワクチンについての正しい情報提供により区民の理解を促進
 - ◆ 新型インフルエンザ等発生時には、国からの要請に応じて接種を行うとともに、感染状況により接種体制の拡充を検討・実施
- ※本章における「住民接種」とは、予防接種法第6条第3項に基づき都道府県知事または市町村長が行う臨時の予防接種を指す。

準備期

- ワクチンの供給体制の確保
 - ・ワクチン供給量に応じた医療機関ごとの分配量の想定
- 接種体制の構築
 - ・接種会場や医療従事者の確保等についての整理、接種会場等の検討、訓練等の実施
 - ①特定接種
 - ・区職員については、区が実施主体として接種体制を構築（原則、集団的な接種により接種を実施）
 - ②住民接種（区又は都）
 - ・具体的な実施方法等について関係機関と協力し準備
 - ・国が構築するシステムの活用等について検討
- 情報提供・共有
 - ・国が情報提供・共有するワクチンの役割や有効性及び安全性、接種体制等についてホームページやSNS等を通じた情報提供・共有により区民等の理解を促進

初動期

- 接種体制の構築（準備期に計画した体制の活用）
 - ・特定接種・住民接種に用いるワクチンの円滑な流通に向けた体制構築の手順の確認
 - ・国からの実施方針やワクチン供給量、予算措置等に関する情報に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施
 - ・地域の関係者と協力し、接種会場や接種に携わる医療従事者等を確保するなど、接種体制を構築
 - ・医療関係者への協力要請等や、医療従事者不足の際には、歯科医師等への接種の要請の検討等、接種人材の確保を検討

対応期

- ワクチンや接種に必要な資材の供給
 - ・区に割り当てられたワクチンについて、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じ割り当てを行う
 - ・ワクチンを医療機関や接種会場等に円滑に流通させる体制の構築
- 接種体制／接種の実施
 - ①特定接種
 - ・国の実施決定に基づき、区職員の対象者に集団接種を実施
 - ②住民接種
 - ・国からの要請に応じ全区民が速やかに接種を受けられるよう体制を構築
 - ・関係団体等と連携し、医療従事者の確保に向けた対策を実施し、接種体制を強化
 - ・感染状況に応じ接種体制を拡充
- 区民等への情報提供・共有
 - ・ワクチンの有効性・安全性の情報や、接種後の副反応疑い報告、健康被害救済申請の方法、納入量等、国や都からの情報等を区民等へ周知・共有

8章 医療

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から区予防計画に基づき、区内医療機関や民間救急事業者等と情報共有及び連携を図るとともに、医療人材等の確保に向け研修・訓練等を実施することで、新型インフルエンザ等発生時において、都が構築する医療提供体制を補完し、区民等に対する医療の提供を滞りなく継続
- ◆ 新型インフルエンザ等発生時には、国や都等から提供された情報を関係機関及び区民等に適切に周知するとともに、国や都の示す方針等も踏まえて病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、区民の生命及び健康を保持

準備期

○予防計画に基づく医療提供体制の確認

- 相談センターの整備
- 平時より 関係機関との情報共有等を行い、連携を強化
- 患者の移送対応等を念頭に、平時より民間救急事業者等と情報共有及び手順の確認等を実施

○研修や訓練による人材の育成等

- 研修や訓練の実施により、区の感染症業務に従事する医療人材を育成し、新型インフルエンザ等発生時における対応力を強化

○新型インフルエンザ等の発生時のためのDX推進

- 国や都の取組状況も踏まえ、感染症サーベイランスシステム、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の活用を通じてDXを推進し、都と連携して入院調整等を効率化

初動期

○感染症に関する知見の共有等

- 国や都等から提供された診断・治療に関する情報等を医療機関や高齢者施設等に周知

○医療提供体制の確保等

- 都と連携して、速やかに相談センターを整備
- 医療機関に対し、受診患者が新型インフルエンザ等に感染したおそれがあると判断される場合は、直ちに区に連絡するよう要請
- 区民に対し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等を周知
- 準備期に構築した体制により、適切に移送を実施

対応期

○適切な医療提供体制の構築に向けた対応

- 感染動向や患者の状況に応じ、適切に移送を実施
- 都と連携し、区民等に対し、相談センター、医療機関の受診方法等について周知

○時期に応じた医療提供体制の構築

- 医療機関に対し、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請
- 関係機関等と連携し、療養先等についてを適切に判断するとともに、都が実施する入院調整に協力する
- 相談センターを強化するとともに、受診先となる発熱外来の受診について周知

9章 治療薬・治療法

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から国や都等と緊密に情報共有を行い、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに区民や医療機関等に提供
- ◆ 新型インフルエンザ等発生時に、国内で有効な治療薬が開発・承認された場合には、関係機関と連携し、都が行う円滑な供給に向けた調整に協力する

準備期

○治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

- ・平時より、医療機関等の関係機関に対し、感染症に関する治療薬・治療法等の最新情報を提供し、新型インフルエンザ等発生時に向け、関係機関との連携を強化する
- ・抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都の備蓄方針を踏まえ、必要量を計画的かつ安定的に備蓄

○研究開発の推進

- ・国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、必要に応じて協力する

初動期

○区民・医療機関等への情報提供・共有

- ・国や都等と緊密に連携し、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、区民等に対して迅速に提供・共有

○治療薬の適正使用等

- ・供給量に制限のある治療薬が適時かつ公平に配分できるよう必要に応じて国に協力
- ・国や都の通知等を踏まえて、医療機関、薬局に対し治療薬の適切使用の要請及び適正な対応を要請（過剰発注等防止）

○抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- ・国や都と連携し、必要に応じて、濃厚接触者や医療従事者等に抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導

対応期

○総合的にリスクが高いと判断される場合

- ・ハイリスクケースに早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な治療薬の確保等に可能な限り協力
- ・治療薬が開発・承認された場合、区医師会、区薬剤師会等と連携し、都が行う円滑な供給に向けた調整に協力

○治療薬・治療法の活用

- ・区民等に対し治療法や治療薬に関する有効性や安全性の正確な情報、対応可能な医療機関等の情報等を分かりやすく発信
- ・引き続き、医療機関や薬局に対し、治療薬を適切に使用するよう要請
- ・優先すべき対象や配分等についての考え方を確認の上、国や都、関係機関等と連携して対応

○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用（新型インフルエンザの場合）

- ・患者数が減少した段階においては、次の感染拡大に備え、備蓄の補充を行う

10章 検査

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から検査物資の確保や検体搬送体制の確認を含めた準備を着実に推進
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備
- ◆ 国や都が示す検査実施の方針を踏まえ、検査に関する対応を適宜見直すとともに、それらの情報を区民等に適切に周知

準備期

○検査体制の整備

- 検体採取容器や検体採取器具等の検査物資の備蓄及び確保
- 新型インフルエンザ等発生時における検体搬送体制の確認

○新型インフルエンザ等発生時の検査実施方針の基本的考え方の整理

- 国や都の方針を踏まえ、検査方法や対象者等の検査実施の方針を整理

初動期

○検査体制の整備（準備期に計画した体制の活用）

- 発生早期には、東京都健康安全研究センター、感染症指定医療機関が検査を実施し、流行初期以降はそれらに加え流行初期医療確保措置協定締結医療機関にて順次対応
- 医療提供体制を補完するため、実情に応じて、区医師会等と連携し、検体採取等を中心に実施する検査センターの設置を検討

○研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- 国や都等が主導する検査診断技術の研究開発に、必要に応じて協力する

○検査実施方針等の周知

- 国や都等と連携し、国の段階的な検査実施方針の見直しを踏まえた対応を実施
- 国から流行状況やリスク評価に基づき検査実施の方針等に関する情報提供がなされた場合には、速やかに関係機関に周知等を実施

対応期

○検査体制の拡充等

- 流行初期は、東京都健康安全研究センター、感染症指定医療機関に加え、流行初期医療確保措置協定締結医療機関にて順次対応
- 流行初期以降は、段階的に検査能力を有するすべての協定締結医療機関で対応
- 都は、医療提供体制を補完するため、地域・外来検査センター（PCRセンター）の設置等、各地域における必要な検査体制を構築
- 国が段階的に見直した検査実施方針を踏まえ、都と連携して区における体制を見直し

○検査実施方針等の周知

- 検査に関する国や都からの情報を区民及び関係機関等に分かりやすく情報提供

11章 保健

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から新型インフルエンザ等対策連絡会等の機会を通じて、関係機関との連携体制を強化
- ◆ 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、区民の生命及び健康を保護
- ◆ 区民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要

準備期

○人材の確保

- ・応援職員、I H E A T 要員（※）等、保健所における新型インフルエンザ等発生時の体制を構成する人材確保の準備（※）感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

○業務継続計画を含む体制の整備

- ・区予防計画に定める新型インフルエンザ等発生時の体制を毎年度確認
- ・業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ等発生時における区の業務を整理

○研修・訓練を通じた人材育成・連携体制の構築

- ・区職員やI H E A T 要員等に対し、感染症対策に係る研修・訓練を実施

○多様な関係機関との連携体制の構築

- ・区は、新型インフルエンザ等対策連絡会等を活用し、平時から様々な関係機関等と意見交換や研修・訓練、必要な調整等を行い、連携を強化
- ・外部委託等を検討しつつ、効率的に自宅療養者等の健康観察を実施する体制を整備

○情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・区民への情報提供・共有方法や相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討し、平時から、新型インフルエンザ等発生時にも速やかに感染症情報を区民に提供するための体制を構築

初動期

○新型インフルエンザ等発生時の体制への移行準備

- ・区予防計画及び区健康危機対処マニュアルに基づき、全庁やI H E A T 要員に対する応援要請による人員の確保、検査センター等の設置等による医療提供体制の補完、必要な物資・機材の調達準備等を実施

○区民への情報発信・共有の開始

- ・発生国の帰国者等からの相談を受け、感染症指定医療機関等を案内する相談センターを速やかに整備し、周知

○新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に区内で感染が疑われる者等が確認された場合の対応

- ・当該患者及びその関係者に対し、積極的疫学調査等を実施
- ・暫定的な症例定義に該当する患者を診断した場合は疑似症の届出を行うよう医療機関等に対し要請
- ・医療機関への検体提出要請又は保健所等による検体採取により検体を確保

対応期

○新型インフルエンザ等発生時の体制への移行

- ・区の新規インフルエンザ等発生時の体制を確立

○主な対応業務の実施

- ・準備期に整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相談対応、積極的疫学調査、健康観察等の感染症対応業務を円滑に実施

○感染状況に応じた取組

< 流行初期 >

- ・新型インフルエンザ等発生時の体制への速やかな移行や職員の応援体制の構築、ICTツールの活用、業務の外部委託等を通じた業務効率化を推進

< 流行初期以降 >

- ・病原体の性状や感染状況、国や都の示す対応方針等を踏まえ、必要に応じて国や都等と連携して体制や対応の見直しを適宜実施

< 基本的な感染症対策への移行期 >

- ・地域の実情も踏まえ、区の体制を縮小するとともに、区民に対する情報提供・共有を実施

12章 物資

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から区行動計画に基づき、必要な感染症対策物資等を備蓄
- ◆ 特定接種管理システムに登録している区内の診療所や薬局に個人防護具を配布し、備蓄支援等を実施
- ◆ 不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう要請

準備期

○感染症対策物資等の備蓄

- 区行動計画に基づく、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄及び定期的な備蓄状況の確認

○医療機関等の感染症対策物資等の備蓄等

- 特定接種管理システムに登録している区内の医療機関等に対する個人防護具の配布
- 区内の医療機関等に対し、感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請

初動期～対応期

<初動期～対応期>

○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- 区内の医療機関等に対し、必要な感染症対策物資の備蓄について確認を行うとともに、長期的に感染症対策物資が必要となる可能性を踏まえ、計画的な発注等による安定的な確保に努めるよう要請

<対応期>

○備蓄物資等の供給に関する相互協力

- 必要な物資及び資材が不足する場合、都が調整を行い、関係各局、他地方公共団体等の関係機関との間で、物資等の供給に関し互いに融通

○緊急物資の運送等

- 都は、緊急の必要がある場合、運送事業者の指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請

○物資の売渡しの要請等

- 都は、緊急事態措置の実施において必要な特定物資※の確保のための売渡しを、事業者に要請（※特定物資：医薬品等の物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とするものが取り扱う物資）

13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保

区行動計画のポイント

- ◆ 平時から、事業者や区民等に必要な準備を行うことを勧奨し、区民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制、環境を整備
- ◆ 新型インフルエンザ等発生時には、区民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対応をするとともに、支援について公平性に留意した上で効果的に実施

準備期

○情報共有体制の整備

- ・関係機関との連携や庁内関係部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を確認

○支援実施に係る仕組みの整備

- ・新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備

○事業継続に向けた準備

- ・事業者に対し、新型インフルエンザ等発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッド形式の会議等の活用や在宅勤務等の人と人の接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、対応準備を検討するよう勧奨
- ・分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド形式の学習形態等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制を整備

初動期

○事業継続に向けた準備等

- ・必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、オンラインも組み合わせたハイブリッド形式の会議等の活用、在宅勤務や時差出勤等の感染拡大防止に必要な対策等の準備を要請

○区民生活への配慮

- ・区有施設での感染防止対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び区が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討
- ・都と連携し、高齢者や障害者等の要配慮者への支援の準備を実施
- ・都と連携し、ごみ処理等について、感染拡大に備えた準備を実施

○生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け

- ・区民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛け
- ・事業者に対し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみ防止を要請

対応期

○区民生活の安定の確保を対象とした対応

- ・生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に関係する事業者に安定的な供給を確保するよう要請
- ・まん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を実施
- ・学校の使用の制限や臨時休業の要請等がなされた場合、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を実施
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努め、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口を充実

○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- ・まん延の防止に関する措置による事業者の経営及び区民生活への影響を緩和し、区民生活及び社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置等について、公平性にも留意し、効果的に実施

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

区における新型インフルエンザ等発生時の危機管理体制として「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」と「新宿区新型インフルエンザ等調整会議」について、それぞれ役割や構成員等を以下のとおりに整理

【新宿区新型インフルエンザ等対策本部】

〈構成員〉

本部長：区長
副本部長：副区長（2人）
教育長
本部員：各部長、関係課長等

〈役割〉

- (1) 感染拡大防止対策に関すること
- (2) 情報の収集及び調整に関すること
- (3) 区民に対する適切な情報提供に関すること
- (4) 感染拡大に備えた医療体制の確保に関すること
- (5) 業務の実施態勢に関すること
- (6) 新宿区医師会との連携に関すること
- (7) その他新型インフルエンザ等の対策に関すること

【新宿区新型インフルエンザ等調整会議】

〈構成員〉

座長：危機管理担当部長
副座長：総務部長
健康部長
構成員：各関係課長等

〈役割〉

- (1) 国内発生に備えた情報収集及び連絡調整
- (2) 国内発生に備えた態勢整備
- (3) 感染対策物資の確保
- (4) 区民への情報提供
- (5) 職員への感染予防の実施
- (6) その他必要とする事項

第2章 区政機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時に、感染の拡大を防ぎ、業務を継続するためには、感染拡大の可能性のある業務を積極的に休止するとともに、感染状況に応じて優先的に実施すべき業務を絞り込む必要がある。そこで、**新型インフルエンザ等発生時における全庁の業務を以下の区分で整理し、「新宿区新型インフルエンザ等対策事業継続計画」**（以下、「区インフルBCP」という）として区行動計画第3部第2章に記載する。

なお、区インフルBCPにおいては、新型インフルエンザ等がまん延し、**職員の出勤率が6割程度になる場合を想定して業務区分の選定を行っている。**

業務区分	業務の定義	まん延時における実施方針
(A) 新たに発生する業務	(1)感染拡大防止対策業務 (2)危機管理体制上必要となる業務	発生段階別に必要に応じて実施
(B) 優先継続業務	区の通常業務のうち、以下の点で「特に不可欠な業務」 (1)区民の生命や健康を守るための業務 (2)区民生活の維持にかかる業務 (3)休止すると重大な法令違反になる業務 (4)区の業務維持のための基盤業務 (5)区民への情報提供・関係機関との連絡調整	感染拡大防止対策を講じて実施
(C) 縮小業務	(1)優先継続・休止以外の業務 (2)対面業務等を工夫して実施する業務 ※職員の出勤状況を勘案し、適宜弾力的に運用する業務となり、該当業務が膨大になるため、区行動計画未掲載	職員数に余剰があれば、業務を縮小し、かつ感染拡大防止対策を講じて、順次実施（この限りでない場合、感染状況に応じて休止する。）
(D) 休止業務	(1)感染拡大につながる業務 (2)その他、緊急性を要しない業務	感染拡大防止のために積極的に休止